平成２２年（フ）第１４４号
奈良県大和郡山市小林町414番地72
破産者　浦谷啓次郎
1　決定年月日　平成22年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第４３号
和歌山県日高郡美浜町大字濱ノ瀬335番地の１
破産者　春木　幸泰
1　決定年月日　平成22年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２１年（フ）第４４号
和歌山県日高郡美浜町大字濱ノ瀬335番地の１
破産者　春木　圭子
1　決定年月日　平成22年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２０年（フ）第１６９号
香川県さぬき市大川町富田中1733番地１
破産者　喜多　康紘
1　決定年月日　平成22年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第３５３号
福岡県うきは市吉井町福益1605番地３
破産者　山下　廣子
1　決定年月日　平成22年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第７４６号
鹿児島市宇宿６丁目10番１号
破産者　平野　公世
1　決定年月日　平成22年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第８２７号
鹿児島県鹿児島市宇宿１丁目27番24号　Ｒ１―21
破産者　原口　恵子
1　決定年月日　平成22年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第１１４号
鹿児島県鹿児島市鴨池１丁目31番６号　デルフィ鴨池906号
破産者　小笠原貞次
1　決定年月日　平成22年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第４９１号
沖縄県那覇市曙３丁目２番３―702号　あけぼの園
破産者　比嘉　良助
1　決定年月日　平成22年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第４９２号
沖縄県那覇市字上間481番地　Ｋ・Ｋアパート101
破産者　比嘉　良彰
1　決定年月日　平成22年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第８６号
岩手県宮古市津軽石第６地割72番地
破産者　伊藤理香子
1　決定年月日　平成22年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２１年（フ）第５２９号
埼玉県越谷市東越谷１丁目19番地３　エステートコラソン東越谷Ａ―202
破産者　秀和建装こと　中島　秀一
1　決定年月日　平成22年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第６号
埼玉県児玉郡神川町大字元阿保1383番地
破産者　佐藤　正樹
1　決定年月日　平成22年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第９０９号
神奈川県茅ヶ崎市室田２丁目２番39号
破産者　林　　昇
1　決定年月日　平成22年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３１００号
横浜市泉区中田南３丁目17番22号、開始決定時の住所横浜市戸塚区上矢部町1242番地３戸塚上矢部ハイツ119号
破産者　樋口　和樹
1　決定年月日　平成22年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４３７号
静岡県駿東郡清水町徳倉1889番地の２　マンション名倉103
破産者　日原　　修
1　決定年月日　平成22年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第５９６号
静岡県伊豆の国市中851番地の２　ドミトリー韮山Ⅱ101号
破産者　小野　　昇
1　決定年月日　平成22年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第１３０４号
京都市北区等持院東町51番地　片岡荘２号室
破産者　西畑　勲繁
1　決定年月日　平成22年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１３０５号
京都市北区等持院東町51番地　片岡荘２号室
破産者　西畑美惠子
1　決定年月日　平成22年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係